

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	7 3 1 0 - 2 8 0 - 7 6 5 5 - 5	仕様書番号	
件 名	揚物機， 2 号据付	総管補－ 1 8	
		作 成	令和 7 年 9 月 1 0 日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部隊等名	システム通信・サイバー学校 総務部管理課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊久里浜駐屯地において実施する揚物機， 2 号据付（以下，“据付”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、
G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1（陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書）及び
G L T－C G－Z 5 0 0 0 0 2（陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書）による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

2 据付に関する要求

2.1 据付要求事項

据付要求事項は、官側の指定する場所に据付を実施するものとする。

2.2 据付実施日

器材搬入及び据付は 1 1 月 1 2 日（木）～ 1 1 月 1 3 日（金）に実施をし、 1 1 月 1 4 日（土）は予備日とする。

2.3 据付対象品

据付対象品は、官給品とし表 1 による。

表 1－対象品

	品名	規格等	数量
据 付	揚物機， 2 号	製造会社：株式会社フジマック 品 番：F S D B A 4 0 A	1 式

3 実施内容

- 3.1 据付機材は官側の指定する場所に搬入及び据付を実施する。
- 3.2 ガス配管接続を実施。その際必要になる工材については請負業者の負担とする。
- 3.3 機器接続後、気密試験及び漏えい試験を実施する。その際、気密試験は圧力 8.8－9 K で 5 分、漏えい試験は圧力 5 k で 5 分実施すること。

4 一般的要求事項

- 4.1 本据付により発生した発生材のうち、金属類については、指示された場所に搬入・集積し、官側へ引き継ぐものとする。建設廃棄物の処理にあたっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適切に処理する。
- 4.2 作業中における災害及び既存構造物を破損した場合は、請負業者の責任において原状回復すること。
- 4.3 当該作業に関する諸法令等を遵守し、作業の円滑な進捗を図るとともに、諸法令等の適用は請負者の責任と費用負担において行うものとする。
- 4.4 作業時間は原則として、8 時 15 分から 17 時 00 分までとし、作業延長は官側と協議すること。

5 検査

検査は、官側の定める検査実施要領による。

6 提出書類

提出書類は、役務完了届とする。

7 その他

本仕様書内容及び作業中に疑義が生じた場合は、官側に確認し指示を受けること。